

## リサーチ・アシスタント（委嘱）制度に関するQ&amp;A

## 【リサーチ・アシスタント（委嘱）制度の目的とメリット】

Q 1：リサーチ・アシスタント（委嘱）制度の目的とメリットは？

A 1：リサーチ・アシスタント（委嘱）制度【研究業務委嘱方式・月額報酬制】は、大学院生を研究プロジェクト等に参画させることにより、若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とし、研究を行なう主体として位置付けている。

旧RA制度【業務従事時間管理方式・時間給制】とは異なり、①学生の研究遂行に裁量性を持たせること、②学生の能力・実績等や研究内容のレベル等に応じた報酬を決定できること、③勤務実態の管理の難しさや煩雑な時間管理業務による教員の業務の負担が改善されること、④学生のRAに従事する態様（学会への出席や海外渡航などにより、直接的にRAとして勤務する時間が限られてしまう場合など）に左右されず、年間を通じて安定的な経済的支援が可能となること、などのメリットが考えられる。

## 【委嘱手続き等について】

Q 2：実施要項第5条にある「部局等に一定期間課題性を持って編成される研究チームの代表者の推薦等」の具体的な態様について説明してほしい。

A 2：経費の性格やその規模によって、部局間をまたがる大規模なものから研究室単位の小規模なものまでを想定しているが、その多くが小規模なものであると想定しているので、チームの代表者の推薦を明示している。その経費の性格や規模により、必要に応じ、適切な範囲での公募についても各部局等（各部局又は外部資金を基礎とする拠点等をいう。以下同じ。）において判断いただきたい。

Q 3：実施要項第5条の選考委員会等の定義、評価方法（特に小規模な場合）を明確にしてほしい。

A 3：各部局等において選考委員会等を設置し、評価することを想定している。各部局等の中には、科研費の申請単位や研究室単位などの小規模な運用単位もあるため、必ずしも委員会を設置することを求めているものではない。例えば、謝金単価決定等について、部局の委員会等の報告事項とするなどにより、委嘱内容等が恣意的にならないような仕組みを整備し、委嘱手続きに透明性を確保していただければ結構である。なお、選考委員会の定義等については、様々な状況に対応できるよう運用側の裁量に委ねることとする。

Q 4 : 月額単価が20段階になっており、非常に使い勝手がよい反面、運用の透明性が求められるが、対外的に説明できる基準をどのように設けるのか？また、月額単価の設定根拠は何か？

A 4 : 各部局等の委員会等においては、チームの研究代表者が提出したRA候補者推薦調書書の審査、決定、研究業務についての適切な単価決定の仕組みを設けていただきたい。その際の単価基準については、各部局等によって、研究内容や研究業務の性質が違うこと、計上しているRA経費の額、人数、期間も様々なことから、各部局等の委員会等で一定の基準を設定し、少なくとも同一年度内においては一貫した基準を保つことが望ましい。また、単価については多様な金額設定をすると後で説明が難しくなることがあるので、3段階から多くても5段階程度に設定するのが望ましい。

なお、月額単価の設定根拠については、学振特別研究員DCの研究奨励金が20万円であることを考慮し、RA月額単価の上限としている。

#### 【その他】

Q 5 : 委嘱期間、月額単価、RA経費の財源について、委嘱した内容から変更が生じる場合は、どのような手続きをとればよいか？

A 5 : RAの委嘱については、月額単価の設定ということもあり、予算の範囲内で計画的に委嘱すべきものであるため財源の問題による変更は基本的にないものと考えている。よって、学生からの委嘱期間の変更（委嘱の中止を含む。）について申し出があった場合は、チームの代表者はリサーチ・アシスタント委嘱内容変更届を提出し、委員会等の審査を経て、委嘱期間の変更について、リサーチ・アシスタント委嘱通知書により本人へ通知することとなる。月額単価の変更についても、学生の研究業務の進捗等から判断し、委員会等での審査を経た上で変更されることとなり、リサーチ・アシスタント委嘱通知書により通知することとなる。

RA経費の財源を変更する場合については、RAの委嘱が特定の研究プロジェクト等の目的遂行に合致した研究業務に対しての報酬という性質から、財源が変われば、必然的に新しい研究プロジェクトの目的に合致した研究業務を委嘱することになるので、あらためてRAを選定する必要がある。

Q 6 : 委嘱した学生が休学した場合や研究業務に対する進捗状況や態様に問題がある場合はどのように対応すればよいか？

A 6 : RAの委嘱を中止することについては、各部局等の委員会等において、個々のケースに応じ、引き続き研究遂行が可能かどうか判断した上で行うこととなる。休学者の場合には、RAがその委嘱対象者を博士課程在学の学生とし、当該学生が通常のカリキュラムに則り教育や研究活動を行うことを前提

の上でRAを委嘱することを想定していることから、休学以降はRAを中止せざるを得ず、 リサーチ・アシスタント委嘱解除通知書を本人へ通知することとなる。

また、RAの研究業務に対する進捗状況や態様に問題がある場合も、委員会等で審査の上、遂行できないと判断した場合はリサーチ・アシスタント委嘱解除通知書を本人へ通知することとなる。

Q 7 : RAを委嘱している学生に他の経費によるRAを委嘱することは可能か？

A 7 : 各部局等において、委嘱する研究内容が重複していないこと、委嘱するRAの研究業務を適切に遂行できること、複数の研究業務を委嘱することにより、学生の授業等に支障をきたさないこと、外部資金を重複して支給していないことを明確に整理できること、及び他の学生との受給額のバランス等を総合的かつ慎重に判断した上で、複数のRAを委嘱することは、制度上、可能と考える。

Q 8 : 委嘱したRAの研究業務の一環として出張させることは可能か？

A 8 : RAに委嘱した研究業務は、もともと研究委嘱の財源となる研究プロジェクトの研究に有用なものとして採択しているため、その直接経費において旅費を支出し出張させることは、外部資金のルールにより制限が無い限り可能と考えるが、指導教員が同行しての出張が原則であることは変わらない。  
(学生単独の出張をする場合は理由書の添付が必要。)

Q 9 : RAの報酬が謝金単価となることにより、税法上の取り扱いはどのようになるのか？また、健康保険や授業料免除には影響はないか？

A 9 : 税法上は、従来のRAと同様に、給与所得として課税されるので、毎月所得税を源泉徴収した上で支給し、12月に年末調整を行うことになる。また、所得税のほかに住民税も課税されるので、所定の手続きを踏むこととなる。加えて、年間の報酬総額によっては、親の扶養に入っている場合、親の所得税扶養控除、それから、健康保険や授業料免除にも影響が出てくるので注意を要する。具体的に影響が出てくる場合については、国税庁など制度に係る関係機関のホームページ等で最新の情報を確認いただきたい。

Q10：RA委嘱制度において、労働者性の観点から留意すべきことは何か？

A10：委嘱する研究業務について、時間的な拘束をしたり、指揮命令下に置き、研究業務を遂行する手段等を限定したりすることで、裁量性を失わせるような実態がないように配慮することが必要である。

Q11：外国人留学生においては、在留資格が「留学」となっており、資格外活動許可を受けることにより、週28時間以内の報酬を受ける活動が可能になるが、RA委嘱のために資格外活動の許可は必要か？

A11：「留学」の在留資格をもって在留する外国人が、在籍する大学又は高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）との契約に基づいて報酬を受けて行う教育又は研究を補助する活動については、資格外活動の許可を受けることを要しないこととなっている（出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の3）。なお、本委嘱制度導入時に、入国管理局に資格外活動の許可を要しないことを確認している。

Q12：日本学術振興会特別研究員をRAとして委嘱することは可能か。

A12：日本学術振興会特別研究員は、報酬の受給が可能であり、RAとして委嘱することも可能だが、日本学術振興会が定める条件を満たす必要がある。詳細については、「日本学術振興会特別研究員遵守事項及び諸手続きの手引」を確認いただきたい。

Q13：在職証明に代わるものはあるか。委嘱期間を証明するものの例を提示してほしい。

A13：本Q&Aを掲載しているページに、様式例を掲載しているので、必要に応じて利用いただきたい。

Q14：重点及び戦略的経費のRA経費の配分先は研究科だが、RAの委嘱通知者は系長でよいか。

A14：RAは研究業務を委嘱するものであり、研究を担う組織である系の長を通知者と考えている。

Q15：外部資金の場合に、RAは雇用でなければならないという条件がある場合の対応はどうすべきか。

A15：外部資金のルールにより、RAは雇用でなければならないとされている場合は、旧決定による雇用により対応願いたい。

Q16：委嘱業務従事報告書については、月末までに報告することになっているが、本人及び担当教員が海外出張中の場合の署名の取扱いは？

A16：海外出張中など、月末までに原本が提出できない場合は、一旦原本をスキャンしたものをメールで提出いただくことにより手続きを進めることが可能である。その場合は、後日原本を提出いただき、保管すること。

Q17：RAを委嘱された学生がTAを行うことはできるか。

A17：RAを委嘱された学生がTAを行うことはできるが、全体として勉学・研究等に支障のない範囲となるよう留意する必要がある。

Q18：委嘱業務従事報告書を月末までに提出しなかった場合の謝金の支払いはどうなるか。

A18：委嘱業務従事報告書を謝金単価の支給根拠とするため、支給手続きができず、通常の支給時期に支給ができない。提出され次第、支給手続きを進め、直近の支給時期に追給される。

Q19：RAの委嘱の場合は、労災保険が適用されるのか？労災保険料の支払いは？

A19：RAの委嘱の場合は、筑波大学に雇用される労働者ではないため、労働者災害補償保険法は適用にならない。そのため、労災保険料の支払いは不要となる。なお、学生は「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）に加入しているので、RAの業務遂行中に被災した場合、学研災の支給区分の「正課中事故」には該当しないが、大学施設内であれば「大学施設内事故」の区分に該当し、要件を満たせば学研災から保険金が支払われることになる。